

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
鳥取市学校給食配送業務委託
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「運送・旅客業」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 中国運輸局において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和7年11月18日の午後1時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月19日の午後1時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙2）を持参により提出しなければならない。2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる

要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年11月19日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課（電話：0857-30-8121）

5 入札方法等

- (1) 入札は、総価による入札とする。
- (2) この入札は、最低制限価格が設定されている。
- (3) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には総額を記載すること。
- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しない者は、棄権とする。郵送による入札は、無効となるので注意すること。
- (5) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (9) 入札回数は、3回を限度とする。
- (10) 再度入札において前回の入札最低金額以上の入札を行った者及び最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 開札は、入札終了後直ちに行う。
- (12) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（4の(2)の場所）に持参し、又は郵送すること。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (13) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年11月25日 午後1時30分

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 郵送による入札
- (9) その他、入札執行者が無効と認めた入札

8 落札者の決定方法

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948

質 問 書

業 務 名	鳥取市学校給食配送業務委託
公 告 日	令和 7 年 1 1 月 1 0 日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 ファクシミリ 質 問 者 :
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 名：鳥取市学校給食配送業務委託

公 告 日：令和7年11月10日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、入札参加資格の確認を申請します。

【添付書類】

○ 中国運輸局において一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であることを証明する書類

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

代理人 住 所
氏 名

印

件 名	鳥取市学校給食配送業務委託
入札金額(※1)	金 _____ 円 (c)+(d)

内訳明細

No	件名	期間	年数 (a)	年額(※2) (b)	金 額 (a) × (b)
1	鳥取市学校給食 配送業務委託	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	2	円	円 (c)
		令和 10 年度 ～ 令和 12 年度	3	円	円 (d)

※ 1 金額欄の合計額が入札金額と一致すること。

※ 2 年額も必ず記載すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

受任者 住 所

氏 名

印

業務名	鳥取市学校給食配送業務委託
-----	---------------

鳥取市学校給食配送業務委託仕様書

I 業務内容及び基本事項

鳥取市立学校給食センター 4 施設で調理した学校給食を、配送基準等に基づき、貨物車両で鳥取市立小中義務教育学校『令和 8 年度・令和 9 年度については 40 校、令和 10 年度から 12 年度については 18 校』（以下「市立学校」という）へ配送及び回収し、その後給食用コンテナを洗浄する。

- (1) 委託（契約）期間 ①令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
②令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）
- (2) 対象施設 別添「資料 1」のとおり
- (3) 配送基準 別添「資料 2」のとおり
配送時間は、概ね午前 10 時 30 分～午後 0 時の間とする。
回収時間は、概ね午後 1 時～午後 3 時の間とする。
- (4) 業務実施日 年間 200 日程度（別添「資料 3」参照）
- (5) 車両台数 本仕様書Ⅱ-3（1）-①並びに「資料 2」配送基準に記載するコンテナを上記Ⅰ-（3）に記載の時間内に市立学校へ配送及び回収できる台数とする。
- (6) 業務従事者 配送車 1 台につき、運転手 1 名、添乗員 1 名で業務を行うものとする。
- (7) パン箱の回収・配送 市立学校の夏季休業及び冬季休業、学年末休業の前に、各市立学校へパン箱の回収・配送を行うこと。なお、回収及び配送日時は、各学校給食センターと協議すること。これらは給食の配送・回収とは別に行うこと。
- (8) 連絡物 学校給食センターと市立学校間で学校給食に関する連絡に必要な書類がある場合は、その受け渡しを給食の配送、回収時に併せて行うこと。

II 詳細事項

1 配送回収計画等について

「資料 2」で提示した配送基準は令和 7 年度ものであり、これに拘束されるものではないので、受託者は各学校給食センターと協議したうえで、決定した配送回収計画書を毎年 4 月の業務開始日までに市へ提出すること。また市の指示により途中で配送基準が変更された場合も同様に、速やかに市へ提出する。

2 業務従事者について

- (1) 受託者は、業務従事者（以下「従事者」という）について、「学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）」に基づき、常に衛生に留意して業務に従事させなければならない。
- (2) 市が制定した「学校給食における食中毒（疑い）発生時初動対応マニュアル（平成 19 年 2 月 6 日鳥取市教育委員会制定）」を順守すること。
- (3) 受託者は、従事者について、年 1 回以上健康診断を受けるとともに、毎月 2 回（ただし 7 月及び 8 月は 1 回）以上、定期的に検便を行い、健康状態を十分把握したうえで、業務に従事させなければならない。またノロウイルス検査を月 1 回実施しなければならない。なお、12 月はノロウイルス検査を月 2 回実施しなければならない。健康診断および検便の結果については、記録を保管しておくこと。
- (4) 便の検査の項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌群及びノロウイルス検査とする。
- (5) 便の検査について、実施する検査機関名を毎年 4 月の業務開始日の 1 週間前までに市へ報告すること。
- (6) 健康診断および便の検査に要する経費は、受託者の負担とする。
- (7) 従事者は、業務従事中（コンテナ洗浄含む。）は清潔な白衣、マスク、帽子、長靴等を着用しなければならない。また、配送中のコンテナの積み降ろしを行う際に、手の消毒を行うこと。それらにかかる費用は、受託者の負担とする。（配送車運転中のマスクの着用については、受託者の判断による）

- (8) 受託者は、従事者について、学校給食が教育の一環であることを認識し、服装および態度に十分に注意し、学校給食従事者としての品位を保持するとともに、教育としての学校給食を理解するよう常に指導すること。
- (9) 受託者は、従事者に対する安全教育等を実施し、交通規則等を順守し常に安全運転を行うよう指導すること。

3 配送車両について

受託者は配送車両について、本仕様書Ⅱ-3(1)-①に記載のコンテナをⅠ-(3)に記載の時間内に市立学校へ配送及び回収できる台数を確保し(リースも可とする)、業務に供すること。

〔参考〕令和7年度 車両配置台数(別添「資料4」参照)

センター名	2t 車
第一学校給食センター	4 台
第二学校給食センター	5 台
湖東学校給食センター	2 台
国府学校給食センター	2 台
合計	13 台

(1) 装備等

配送車両は、下記のコンテナが運搬可能なボックス車とする。なお、「美保小学校及び倉田小学校」においては、校内に高さ等の制約を受ける箇所があるため、ボックスの装備にあたっては、現地を確認のうえ、ボックスの改造等適切な対応を行うこと。

①配送するコンテナの寸法及び台数

A 第一学校給食センター、第二学校給食センター、湖東学校給食センター

寸法(共通): W125cm D87cm H145cm

台数: 第一 46 台、第二 49 台、湖東 23 台

B 国府学校給食センター

宮ノ下小学校: W90cm D80cm H109cm

W90cm D90cm H109cm

国府中学校: W87cm D80cm H118cm

W93cm D85cm H109cm

福部未来学園: W125cm D87cm H145cm

W125cm D80cm H145cm

台数: 15 台

②外装 側面外板はアルミパネル等耐食性、気密性に優れた材質とし、市が指定する文字等を表示すること。

表示する文字: 「鳥取市学校給食」及び受託者社名

③内装等

- 1 水、衝撃に強く消毒液での清掃が可能であり、衛生的で安全な材質であること。
- 2 床面及び側面にはコンテナ固定金具等を備え付け、コンテナの落下、横転、損傷衝突等を防ぐこと。
- 3 ボックスの床面の高さは、配送施設のコンテナ受けの高さに合わせることとし、コンテナの搬入搬出がスムーズに行えるよう、ボックス後部に渡し板(ステンレス製)等を取り付けること。
- 4 配送時のボックス内部の温度を計測できるよう正確な温度計を取り付けること。
- 5 天井には、厚さ 30 mm以上の断熱材を入れること。

- ④ドア 後方に観音扉またはシャッターを設け、側面の扉は不要とする。
 ⑤その他 車両は、積雪時を考慮し極力4輪駆動車の導入に努めること。

(2) 車両管理

- ①車両は常に整備および清潔の保持に努めること。また、市が指示をするときは消毒を行うこと。
 ②車両に故障等が発生した場合は、業務に支障がないよう速やかに措置すること。
 ③業務従事以外の時は、受託業者内（陸運局届出専用地）で格納すること。車両は原則として鳥取市学校給食配送業務以外に使用してはならないが、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 自動車保険等

使用する車両は次のとおり自動車保険に加入し、その保険証券および自動車検査証の写しを業務開始前に市へ提出すること。保険の更新、自動車検査証の更新が行われた際も速やかに市へ提出すること。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 2,000 万円以上

4 リスク管理区分

市と受託者の主なリスク管理区分は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延長	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不 可 抗 力	天災・暴動等による履行不能	○	
許 認 可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計 画 変 更	市の指示による変更	○	
	事業者の要求による変更		○
運 営 経 費	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
運 営 損 傷	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調 理 場 事 故 異 物 混 入	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
そ の 他	給食センター内等の複数の事業者（受託者等）が混在するエリアにおいて発生したリスクに関しては、事業者双方協議の上、負担者（負担割合）を決定すること。		

5 その他契約条件

(1) 運送事業許可

受託者は、中国運輸局の一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

(2) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、第三者に対し業務の全部もしくは一部の処理を委託し、若しくは請負わせ、またはこの契約によって生じる権利または義務を譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(3) 損害賠償責任

次の各号のいずれかに該当する場合、その損害を賠償すること。

- ①業務の処理に関し、市または第三者に損害を与えたとき。
- ②（４）の規定により契約が解除された場合において、市に損害を与えたとき。
- ③市が所有する施設、設備、器具等を破損させたとき。
- （４） 契約の解除
受託者が業務契約を完全に履行しないとき、または業務契約に違反したときは、市はいつでも業務契約を解除することができる。解除により生じる受託者の損害について、市はその負担の責めを負わない。
- （５） 履行の請求
市は上記（４）による業務契約の解除権を行使しないで、受託者に業務契約の履行を請求することができる。この場合において受託者はこれに従わなければならない。
- （６） 配送回収計画の変更
本仕様書Ⅱ - 1 で決定した配送回収計画（配送及び回収の時間）は、相当な事情がある場合を除き年度途中に変更しないこと。ただし、学校休業日及び児童・生徒数の変更等、市側の都合により配送回収計画の変更が必要となった場合は、適切に対応すること。
なお、車両事故等及び気象災害等により配送が遅延する場合は、速やかに各学校給食センターへ連絡を入れること。
- （７） 委託者の負担
 - ①配送業務に要する費用のうち、施設使用による電気および上下水道料、施設の維持管理経費
 - ②給食備品類のコンテナ、食缶等

6 業務の報告

受託者は、市が指示する項目を記載した配送報告書を市立学校ごとに作成し、各市立学校担当者の認印または署名を得たうえ、毎月 5 日までにその前月分を市に提出する。

7 支払条件

委託料は、契約額（年額）の 11 分の 1 の額について、毎月の業務完了を前記 6 の配送報告書により確認のうえ、受託者の請求権に基づき、その指定した口座に振り込むものとする。（ただし 8 月分の請求は無いものとする）

委託料の変更が必要となった場合は、協議のうえ決定する。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ定めるものとする。

対象施設一覧表

センター名	学 校 名	所 在 地	コンテナ受け の高さ(cm)	備 考	対象年度	
					①R8～R12	②R8・R9
第一学校給食センター	久 松 小学校	東町二丁目201	85		-	○
	醇 風 小学校	西町五丁目353	75			
	遷 喬 小学校	本町一丁目108-1	78			
	日 進 小学校	吉方温泉一丁目131	80			
	富 桑 小学校	西品治134	72			
	城 北 小学校	田園町四丁目324	80	リフト有		
	美 保 小学校	吉成一丁目10-25	77	校舎1階部分ピロティ通り抜け		
	明 徳 小学校	行徳一丁目201-3	80			
	明 治 小学校	松上159	78			
	世 紀 小学校	徳尾407	83			
	中 ノ 郷 小学校	円護寺268	85			
	西 中学校	寿町907	80			
	北 中学校	東町三丁目371-1	75			
	高 草 中学校	徳尾108-1	79			
	中 ノ 郷 中学校	浜坂東一丁目22-17	75			
	第一学校給食センター	行徳一丁目201-3	80			
第二学校給食センター	修 立 小学校	立川町五丁目339	79		○	-
	稲 葉 山 小学校	卯垣二丁目657	82			
	倉 田 小学校	八坂54-1	83.5	屋根部分通過		
	面 影 小学校	雲山42	87			
	大 正 小学校	古海291-3	75			
	東 郷 小学校	篠坂6-1	80			
	米 里 小学校	古郡家75-1	84			
	津 ノ 井 小学校	桂木238-1	78			
	岩 倉 小学校	立川町七丁目110	86.5			
	美 保 南 小学校	宮長200-1	85			
	若 葉 台 小学校	若葉台南二丁目17-1	80			
	東 中学校	立川町六丁目164	81			
	南 中学校	興南町91	89			
	桜 ケ 丘 中学校	桜谷227	80			
	江 山 学 園	竹生64	85	義務教育学校		
	第二学校給食センター	蔵田93-2	80			
湖東学校給食センター	賀 露 小学校	賀露町778	72		-	○
	湖 山 小学校	湖山町南一丁目656	62			
	湖 南 学 園	六反田1-5	80	義務教育学校		
	末 恒 小学校	伏野2256-61	75			
	浜 坂 小学校	浜坂一丁目14-1	85			
	湖 山 西 小学校	湖山町西一丁目541	83			
	湖 東 中学校	湖山町北六丁目323	76			
	湖東学校給食センター	湖山町北六丁目330-30	80			
食国セ ン学校 ー給	宮 ノ 下 小学校	国府町宮下26	70		○	-
	福 部 未 来 学 園	福部町高江188	80	義務教育学校		
	国 府 中学校	国府町町屋720	71			
	国府町学校給食センター	国府町谷2-3	70			

鳥取市学校給食配送業務委託

配送基準の例（参考）

（令和 7 度における学校給食配送・回収計画）

【第一学校給食センター】 (46)

()はコンテナ数を示す

1号車 (2.0t車)

センター (5) 10:52発	⇒	城北小 (5) 11:02着 11:06発	⇒	センター 11:16着
センター (5) 11:19発	⇒	美保小 (5) 11:28着 11:33発	⇒	センター 11:42着
センター (3) 11:45発	⇒	西中 (3) 11:51着 11:54発		

2号車 (2.0t車)

センター (6) 10:54発	⇒	醇風小 (3) 11:01着 11:04発	⇒	久松小 (3) 11:08着 11:11発	⇒	センター 11:20着
センター (6) 11:23発	⇒	中ノ郷小 (3) 11:35着 11:38発	⇒	中ノ郷中 (3) 11:43着 11:46発		

3号車 (2.0t車)

センター (2) 10:47発	⇒	富桑小 (2) 10:51着 10:53発	⇒	センター 10:57着		
センター (4) 11:00発	⇒	明德小 (2) 11:02着 11:04発	⇒	遷喬小 (2) 11:10着 11:12発	⇒	センター 11:19着
センター (3) 11:22発	⇒	日進小 (3) 11:28着 11:31発	⇒	センター 11:38着		
センター (4) 11:41発	⇒	北中 (4) 11:49着 11:52発				

4号車 (2.0t車)

センター (5) 10:50発	⇒	世紀小 (4) 10:57着 11:00発	⇒	明治小 (1) 11:15着 11:17発	⇒	センター 11:34着
センター (3) 11:37発	⇒	高草中 (3) 11:43着 11:46発				

回収

資料 2

【第一学校給食センター】 (46)

()はコンテナ数を示す

1号車 (2.0t車)

		城北小 (5)	⇒	センター (5)
		13:25着 13:28発		13:38着
センター	⇒	美保小 (5)	⇒	センター (5)
13:41発		13:50着 13:55発		14:03着

2号車 (2.0t車)

		久松小 (3)	⇒	醇風小 (3)	⇒	センター (6)
		13:32着 13:35発		13:39着 13:41発		13:48着
センター	⇒	中ノ郷小 (3)	⇒	中ノ郷中 (3)	⇒	センター (6)
13:51発		14:03着 14:05発		14:10着 14:13発		14:25着
センター	⇒	西中 (3)	⇒	センター (3)		
14:28発		14:34着 14:36発		14:42着		

3号車 (2.0t車)

		遷喬小 (2)	⇒	明德小 (2)	⇒	センター (4)
		13:25着 13:27発		13:33着 13:35発		13:38着
センター	⇒	日進小 (3)	⇒	センター (3)		
13:40発		13:46着 13:49発		13:56着		
センター	⇒	北中 (4)	⇒	センター (4)		
13:58発		14:06着 14:09発		14:17着		

4号車 (2.0t車)

		明治小 (1)	⇒	世紀小 (4)	⇒	センター (5)
		13:33着 13:35発		13:50着 13:53発		14:00着
センター	⇒	富桑小 (2)	⇒	高草中 (3)	⇒	センター (5)
14:03発		14:07着 14:09発		14:16着 14:19発		14:26着

【第二学校給食センター】 (49)

()はコンテナ数を示す

5号車 (2.0t車)

センター (6) 10:56発	⇒	修立小 (3) 11:09着 11:12発	⇒	稲葉山小 (3) 11:17着 11:20発	⇒	センター 11:37着
センター (5) 11:40発	⇒	南中 (5) 11:49着 11:53発				

6号車 (2.0t車)

センター (4) 11:02発	⇒	岩倉小 (4) 11:16着 11:19発	⇒	センター 11:33着
センター (6) 11:36発	⇒	桜ヶ丘中 (6) 11:44着 11:48発		

7号車 (2.0t車)

センター (6) 10:42発	⇒	若葉台小 (3) 10:53着 10:56発	⇒	津ノ井小 (3) 11:03着 11:06発	⇒	センター 11:15着
センター (6) 11:18発	⇒	美保南小 (4) 11:26着 11:30発	⇒	大正小 (2) 11:38着 11:40発		

8号車 (2.0t車)

センター (4) 10:46発	⇒	倉田小 (2) 10:50着 10:53発	⇒	米里小 (2) 10:59着 11:01発	⇒	センター 11:05着
センター (4) 11:08発	⇒	面影小 (4) 11:18着 11:21発	⇒	センター 11:31着		
センター (1) 11:33発	⇒	江山学園中 (1) 11:40着 11:42発				

9号車 (2.0t車)

センター (3) 10:53発	⇒	江山学園小 (2) 11:00着 11:02発	⇒	東郷小 (1) 11:11着 11:13発	⇒	センター 11:25着
センター (4) 11:28発	⇒	東中 (3) 11:42着 11:45発				

回収

資料 2

【第二学校給食センター】 (49)

()はコンテナ数を示す

5号車 (2.0t車)

修立小 (3) ⇒ 稲葉山小 (3) ⇒ センター (6)
 13:16着 13:24着 13:42着
 13:19発 13:27発

6号車 (2.0t車)

美保南小 (4) ⇒ センター (4)
 13:21着 13:33着
 13:25発
 センター ⇒ 桜ヶ丘中 (6) ⇒ センター (6)
 13:36発 13:44着 13:56着
 13:48発

7号車 (2.0t車)

岩倉小 (4) ⇒ センター (4)
 13:23着 13:40着
 13:26発
 センター ⇒ 若葉台小 (3) ⇒ 津ノ井小 (3) ⇒ センター (6)
 13:43発 13:54着 14:04着 14:16着
 13:57発 14:07発
 センター ⇒ 南中 (5) ⇒ センター (5)
 14:19発 14:28着 14:41着
 14:32発

8号車 (2.0t車)

倉田小 (2) ⇒ 米里小 (2) ⇒ センター (4)
 13:13着 13:22着 13:28着
 13:16発 13:24発
 センター ⇒ 面影小 (4) ⇒ センター (4)
 13:31発 13:41着 13:54着
 13:44発
 センター ⇒ 東中 (4) ⇒ センター (4)
 13:57発 14:11着 14:28着
 14:14発

9号車 (2.0t車)

大正小 (2) ⇒ 東郷小 (1) ⇒ センター (3)
 13:23着 13:34着 13:48着
 13:25発 13:36発
 センター ⇒ 江山学園 (3) ⇒ センター (3)
 13:50発 13:57着 14:07着
 14:00発

【湖東学校給食センター】 (23)

()はコンテナ数を示す

10号車 (2.0t車)

センター (6) 10:55発	⇒	湖山西小 (3) 11:00着 11:03発	⇒	末恒小 (3) 11:10着 11:13発	⇒	センター 11:23着
センター (6) 11:26発	⇒	湖山小 (3) 11:31着 11:34発	⇒	賀露小 (3) 11:43着 11:46発	⇒	センター 11:52着
センター (4) 11:55発	⇒	湖東中 (4) 11:57着 12:00発				

11号車 (2.0t車)

センター (4) 11:00発	⇒	浜坂小 (4) 11:10着 11:13発	⇒	センター 11:23着
センター (3) 11:27発	⇒	湖南学園 (3) 11:43着 11:46発		

【湖東学校給食センター】 (23)

()はコンテナ数を示す

10号車 (2.0t車)

		湖山小 (3)	⇒	センター (3)	
		13:25着		13:33着	
		13:28発			
センター	⇒	湖東中 (4)	⇒	センター (4)	
13:35発		13:37着		13:42着	
		13:40発			
センター	⇒	賀露小 (3)	⇒	センター (3)	
13:45発		13:51着		14:00着	
		13:54発			
センター	⇒	湖山西小 (3)	⇒	末恒小 (3)	⇒ センター (6)
14:02発		14:07着		14:17着	
		14:10発		14:20発	14:30着

11号車 (2.0t車)

		湖南学園 (3)	⇒	センター (3)	
		13:29着		13:49着	
		13:32発			
センター	⇒	浜坂小 (4)	⇒	センター (4)	
13:52発		14:02着		14:15着	
		14:05発			

【国府学校給食センター】 (15)

()はコンテナ数を示す

12号車 (2.0t車)

センター (6) ⇒ 宮ノ下小 (6) ⇒ センター
 11:20発 11:26着 11:38着
 11:32発

センター (4) ⇒ 国府中 (4)
 11:45発 11:50着
 11:53発

13号車 (2.0t車)

センター (5) ⇒ 福部未来学園 (5)
 11:10発 11:35着
 11:40発

【国府学校給食センター】 (15)

()はコンテナ数を示す

12号車 (2.0t車)

		宮ノ下小 (6)	⇒	センター (6)
		13:20着		13:32着
		13:26発		
センター	⇒	国府中 (4)	⇒	センター (4)
13:35発		13:40着		13:48着
		13:43発		

13号車 (2.0t車)

		福部未来学園 (5)	⇒	センター (5)
		13:30着		14:00着
		13:35発		

鳥取市立小学校および中学校就業日予定

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第 7 条の規定により、小学校および中学校の休業日を定めており、次の休業日を除いた日を就業日とする。

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 10 日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7 月 10 日から 8 月 31 日までの間において校長が定める期間
- (5) 学期間休業日 10 月の第 2 月曜日の直前の土曜日から 10 月の第 2 月曜日まで
- (6) 冬季休業日 12 月 20 日から翌年 1 月 14 日までの間において校長が定める期間
- (7) 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで
- (8) 体験的学習活動等休業日 国民の祝日に関する法律に規定する昭和の日と憲法記念日の間の教育委員会が定める期間及び同法に規定するスポーツの日の翌日
- (9) その他校長が必要と認めた休業日

※上記の休業日と異なる場合や、始業式、終了式、学校行事等、給食を実施しない場合があるため、各学校により給食回数は異なる。

給食日数は年間 200 日程度の見込み。

鳥取市学校給食配送車両関係寸法

※別添「資料2」の号車番号と符合

単位:mm

号車 番号	積載量 (t数)	積載 コンテ ナ数	検査証記載の車両寸法			箱の内寸法				地上か ら床面 高さ	渡し鉄板の寸法		備考
			長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	入口高さ		長さ	幅	
1	2.0	6	6,380	2,170	2,630	4,395	2,030	1,680	1,670	890	700	1,900	美保小学校 ビロディ部分を通るため、車高 が低め
2	2.0	6	6,360	2,200	2,790	4,320	1,980	1,840	1,800	890	700	1,930	
3	2.0	4	5,360	2,000	2,710	3,320	1,790	1,740	1,700	890	800	1,750	
4	2.0	6	6,400	2,210	2,800	4,385	2,060	1,840	1,795	900	900	1,930	
5	2.0	6	6,360	2,200	2,790	4,390	2,055	1,840	1,820	900	700	1,920	
6	2.0	6	6,350	2,200	2,690	4,390	2,050	1,700	1,670	910	700	1,920	
7	2.0	6	6,370	2,200	2,790	4,390	2,050	1,830	1,800	900	700	1,920	
8	2.0	4	5,120	1,970	2,690	3,260	1,830	1,730	1,710	860	700	1,730	倉田小学校 屋根の関係により 車高低め
9	2.0	4	5,140	1,980	2,710	3,260	1,835	1,730	1,700	900	700	1,740	
10	2.0	6	6,340	2,210	2,820	4,320	1,940	1,830	1,800	920	1,000	1,920	
11	2.0	4	5,140	1,980	2,710	3,260	1,835	1,730	1,700	900	700	1,740	
12	2.0	6	5,120	1,970	2,690	3,270	1,830	1,730	1,710	880	900	1,640	
13	2.0	5	6,400	2,200	2,800	4,390	2,055	1,840	1,820	900	1,000	1,870	

(案)

委託契約書

- 1 業 務 名 鳥取市学校給食配送業務委託
- 2 履 行 場 所 鳥取地域、国府地域、福部地域
- 3 委 託 料 金 円 (年額)
(うち消費税相当額 円)
- 4 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委託者	住所又は所在地	鳥取市幸町 71 番地
	称号又は名称	鳥取市
	代表者名又は氏名	鳥取市長 深澤 義彦

受託者	住所又は所在地	
	称号又は名称	
	代表者名又は氏名	

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の設計書、仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、仕様書等に定めがある場合は、この契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）を引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払う。
- 3 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約の締結の日から7日以内に仕様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければ

ならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

~~（契約の保証）~~

- ~~第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~
- ~~(1) 契約保証金の納付~~
- ~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~
- ~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証~~
- ~~(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~
- ~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。~~
- ~~3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~
- ~~4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。~~

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 乙は、成果物~~（第33条第1項に規定する部分~~に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をい

う。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当って開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 乙は、第8条の規定により第三者に請け負わせ、又は委任する場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

（一部再委託）

- 第8条 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときはこの限りでない。
- 2 前項の規定により再委託を行った場合、乙は、再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。
 - 3 乙は、再委託先による委託業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反した場合は、当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（監督職員）

第11条 甲は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の意図する業務を完了させるための乙に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する乙との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（現場責任者等）

第12条 乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結の日から7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 乙は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第 13 条 乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第 14 条 乙は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 乙は、仕様書等において甲の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、請求を受けた日から 7 日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 甲は、支給材料又は貸与品の引渡しに当っては、乙の立会いの上甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適切でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の修補義務)

第 16 条 乙は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 17 条 乙は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、仕様書及び図面に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務の実施上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な業務の実施条件と実際の業務の実施条件が相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない業務の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た

だし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの
甲が行う。

(2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴うもの
甲が行う。

(3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴わないもの
甲乙協議して甲が行う。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第 18 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第 20 条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的

に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第 21 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

第 22 条 甲は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 23 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第 24 条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 25 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務の実施上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第 26 条 業務の完了前に、業務の実施に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(委託料の変更に代える仕様書等の変更)

- 第 28 条 甲は、第 9 条、第 15 条から第 20 条まで、第 22 条、又は第 26 条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲

に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 29 条 乙は、業務を完了したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。~~この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。~~
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、委託料の支払の完了と同時に当該成果物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 5 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(委託料の支払)

- 第 30 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第 31 条 甲は、第 29 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

~~—(前金払)—~~

~~第 32 条 この契約で、前金払いについて仕様書等で別~~

~~に定めがある場合は、乙は、前払金の支払を甲に請求することができる。~~

(部分払)

- 第 33 条 業務の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、乙は、業務の全部の完了前に、業務の完済部分に相応する委託料について、甲に対して、部分払を請求することができる。この場合において、第 29 条中「業務」とあるのは「部分払に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分払に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 30 条中「委託料」とあるのは「部分払に係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 部分払の対象とする業務の部分、回数及び時期は、仕様書等で別に定めるところによる。

(部分払金等の不払に対する業務の中止)

- 第 34 条 乙は、甲が第 33 条において準用される第 30 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

- 第 35 条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 30 条（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合)

- 第 36 条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないことが判明した場合は、乙に対して相当の期間を定めてその不適合の修補を請求することができる。
- 2 前項の不適合がある場合、甲が相当の期間を定めて乙に対して不適合の修補の催告をし、その期間内に修補が行われなときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、不適合の修補が不能であるとき又は乙が修補を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告することな

く直ちに委託料の減額を請求することができる。

- 3 前 2 項の規定による不適合の修補又は委託料の減額の請求は、第 29 条第 3 項又は第 4 項（第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 5 年とする。
- 4 甲は、業務の完了の確認の際に不適合があることを知ったときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ当該不適合の修補又は委託料の減額の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、完了した業務の不適合が支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲の解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第 37 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、委託料から第 33 条の規定による部分払に係る委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第 30 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでない認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、

その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第 42 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

~~3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。~~

第 39 条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為

(2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 40 条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

(4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

(5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを

知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

(7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

(8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であつて、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3 第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

4 甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 41 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 42 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 18 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 19 条の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の 3 分の 1（履行期間の 3 分の 1 が 4 月を超えときは、4 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 2 月を経過しても、なお

その中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 43 条 甲は、この契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

~~3 第 1 項の場合において、第 32 条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第 33 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項の業務の既済部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の利息を付した額を、解除が第 41 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。~~

4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の業務の既済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は業務の既済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負者又は受任者の所有又は管理するこれらの物件及び前 2 項の支給材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若

しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段又は第 5 項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは甲が定め、第 41 条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 5 項後段、第 6 項後段及び第 7 項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第 44 条 乙は、甲が第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する委託料の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 45 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

~~—(契約保証金の返還)—~~

~~第 46 条 甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 36 条第 3 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付~~

~~を留保することができる。~~

(相殺)

第 47 条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第 48 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。乙が業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者に遵守させなければならない。

(乙の法令上の責任)

第 49 条 乙は、業務の従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(従事者の災害等)

第 50 条 乙は、業務の履行に関し生じた乙の業務の従事者に係る災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

(契約外の事項)

第 51 条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記約款中、第 4 条、第 6 条第 1 項中 38 字、第 29 条第 2 項中 34 字、第 32 条、第 38 条第 3 項、第 39 条第 2 項中 5 字、第 40 条第 3 項中 5 字、第 43 条第 3 項及び第 46 条を削除する。

別記

特定個人情報等を取り扱う業務及び情報処理業務の 委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 この契約で定める情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款の特記条項として、特定個人情報等を取り扱う業務及びネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の委託契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報をいう。

(5) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(6) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び鳥取市（以下「甲」という。）が指定する情報をいう。

(7) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により甲から業務を受託し情報を取り扱う者（以下「乙」という。）は、保護法、番号法、鳥取市電子計算組織管理運営規程（平成15年3月鳥取市訓令第4号。市長の事務部局を除く機関の場合は、それぞれの機関が定めた同様のものに読み替えて適用するものとする。）、鳥取市情報セキュリティ基本方針（平成16年4月1日制定）及び鳥取市情報セキュリティ対策基準（平成16年4月1日制定）その他関係法令を遵守し、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理の

ために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備等)

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括責任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項に定める管理体制を書面により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5条 乙は、乙の総括責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、委託業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第6条 乙は、乙の総括責任者及び従事者に対し、委託業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所及び従事者の届出)

第7条 乙は、委託業務に関する仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

2 乙は、委託業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の氏名及び役職その他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第8条 乙は、委託業務を履行するにあたって情報を収集するときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及びその他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第11条 乙は、委託業務に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを

得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。

- (2) 重要事項が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要事項が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先の監督等)

- 第12条 乙は、委託業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
 - 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
 - 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
 - 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
 - 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(提供文書等の返還及び廃棄等)

- 第13条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

- 3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

- 第14条 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

- 第15条 乙は、甲の提供した情報並びに乙、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災、その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
 - (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
 - (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
 - (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。
- 3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。